

一、領主の系譜

鳥居家系図

文化九年（八三）

鳥居（平氏支流）

伝へいふ、先祖は穂積氏にして、紀伊国熊野権現の臣農見大臣重高の苗裔鈴木^{（或、鱸）}に作る某が末葉なり、世々神職の業を嗣、道観重氏が時にいたりて法眼に叙す、よりて重氏、熊野山に一の鳥居を建、これより世人呼で鳥居法眼と称す、終に称号となる、一年重氏在京の日内裏に闘鶏あり、重氏も赤鶏一羽をもとめえて院の御所に候す、これをしてたゞかはしむるに衆鶏一もかつことあたはず、御感ありて、赤色は平氏の旗に用ふるところ、汝が鶏も赤うして衆鶏に抽出ときは、今より姓をあらたむべしとて平氏をたまふ

重氏

（十六代略）

道観 鳥居法眼

高倉宮御謀反のとき^{（御行家）}行家が方人となり、のち新宮に住す

忠吉

伊賀守 母は某氏

先祖より代々譜代の御家人たり（以下記事略）

勢逃るを追て、首を獲る事三百余級、すなはちこれを献ぜしかば新府中に梟せられ、大に元忠等が戦功を感じたまふ、十月二十九日北條氏直数日の合戦にしばし利を失ひ、和議をこふによりこれをゆるされ、人質として大道寺孫九郎直政・山角某兩人をたてまつる、晦日姫君^{（徳川家康女尊）}をもつて氏直に嫁せらるべきの御契約あり、人質の事に及ばずとてこれを返さる、このとき水野勝成・榊原康政とともに仰をうけたまはり、大道寺・山角の二人を見坂の城に送り還す、其のち郡内の地を元忠に給ひ、是汝が武勇をもつて取得たる地なり、永くこれを領すべしとの恩命をかうぶる、十二年三月織田信雄を援給はむと御馬を出さるるとき、北條氏直其間をうかゞひ駿府に入べき流言あるにより、元忠及び平岩親吉武川の士とともに仰をうけて甲府城を守護す（中略）十四年十月御上洛のときしたがひたてまつる、のち豊臣太閤の申むねあるにより、功臣の輩数人叙爵せしめらる、このとき元忠にも官位を下したまはらむとの沙汰あり、元忠うけたまはりて、某不才なれば、他家の恩恵をうけて二主に忠を尽すべき道をわきまへず、しかのみならず三河譜第のものにして万事疎忽なれば、官位にすゝみて殿下の御前に出仕すべき器にあらずとて、堅くこれを辞す、このよしきこしめされ、其志の堅実なるを感じたまふ、其後も太閤より、嫡子忠政を羽柴下総守雄利^{（後瀧川兵部大輔と称す）}が女に配し、其

女子（記事略）

女子（記事略）

忠宗（記事略）

本翁（記事略）

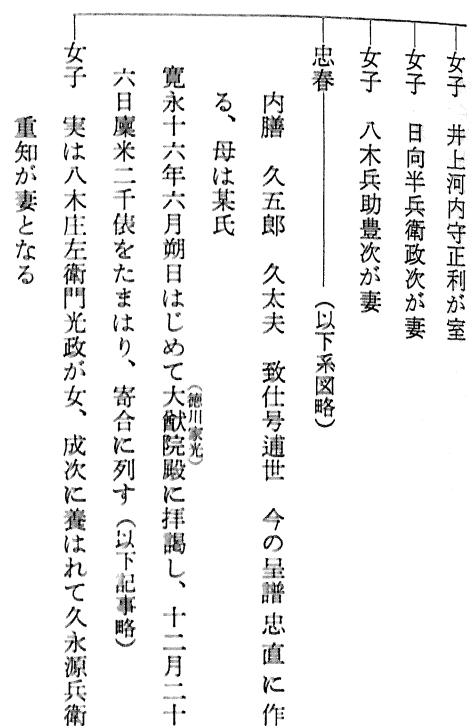
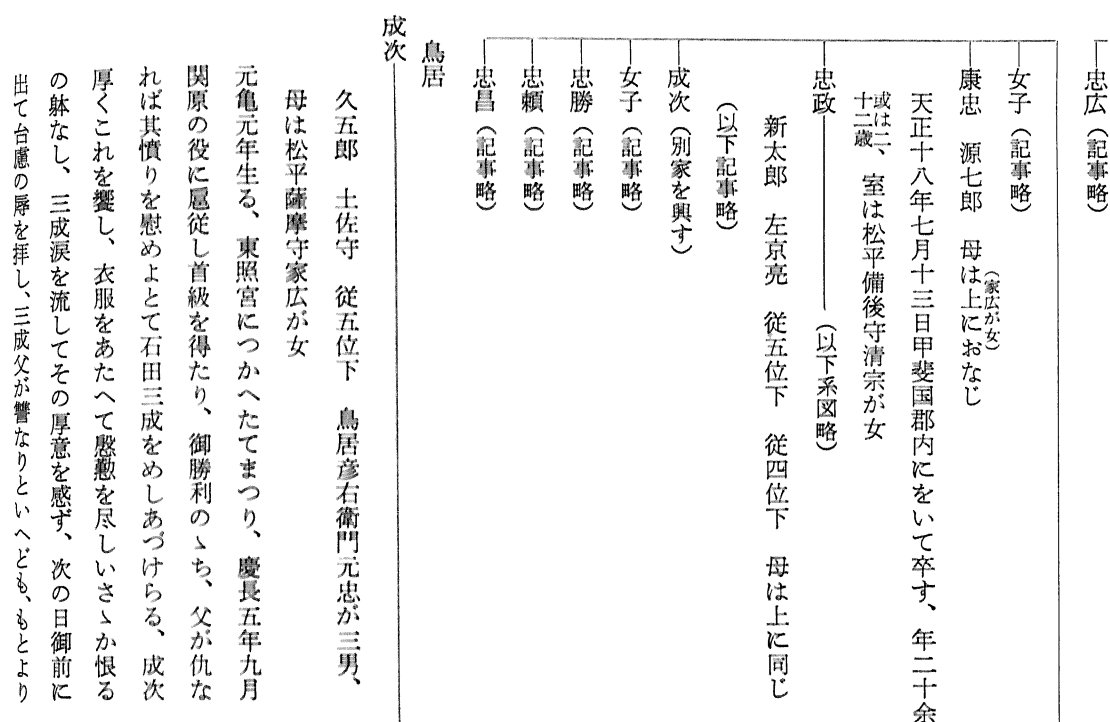
元忠

彦右衛門 母は某氏

天文八年三河国渡河内に生る、二十年駿府にまいりて東照宮に近侍す^{（愛知県）}時三歳、永禄元年二月はじめて御馬を出され、寺部の城主鈴木日向守某を攻給ふのときしたがひたてまつり（中略）某余も三遠所々の役に従ひたてまつり、戦功を励す（中略）八月甲斐国新府に御陣をうつしたまふとき、元忠及び水野藤十郎勝成を古府にとめてこれを守らしめられ、三宅惣右衛門康貞・松平玄蕃允清宗等も仰によりて大野村を警衛す、十二日北條左衛門大夫氏忠、右衛門佐氏光、左衛門大夫氏勝等古府を守るもの微勢たるべしと慮ばかり、これを襲はむと一万余騎を率ゐ郡内にいり、見坂をこえて東郡にいたり、上口山に陣し、兵を分て民舎を焼、財宝を掠めしむ、このよし古府中に告るものありしかば、元忠・勝成等二千余騎の兵を発して、不意に氏勝が陣を攻討、これにより敵謀を失ひ、狼狽し逃れ去むとす、元忠等急てこれを討て、敵を黒駒に追入る、氏勝等士卒を指揮し、返し合せて挑み戦ふといへども、終に利を失ひて大に敗亡す、味方の軍

養子となして、太閤のもとにつかへさすべしとの命あり、元忠これをうけたまはり、雄利が女と婚姻のことは仰にまかすべし、其養子となして豊臣家につかへしめむ事は御ゆるしをかうぶるべし、其事は譜第のものなれば、子孫にいたりても他家につかふべきいはれなしとて、かたくこれを辞す、太閤もその理に服し、元忠が意に任せらる（中略）八月関東に入れたまふのとき、下総^{（千葉）}国矢作の城主となり、四万石を領す（中略）年六十二、この日元忠にしたがひて戦死する宗徒の郎等五十七人、其余兵七百余、歩卒数百人に及べり、こゝにをいて孫市重次、元忠が首を得て実検に備ふ、三成これを公卿台にすへて、大坂京橋口に梟首す、京師の商人佐野四郎右衛門といふもの、常に元忠が恩をうく、或夜ひそかに其首を竊て、京師百万遍の智恩寺に己が弟の僧となりてありけるをかたらひて、其寺中に葬り、嘉岳宗慶龍見院と号す、すなはち彼僧をもつて院主とし、龍見院といふ、其墓碑画像等いまなを彼寺にあり、十六年忠政がとき、元忠がために所領岩城に一寺を建立し、法号をあらため淵室長源院と号す、これにより寺号も長源寺といふ、東照宮元忠が忠死をあらはれたまひ、寺領百石をよせられ、台徳院殿より御朱印を下さる、室は松平薩摩守家広

女子（記事略）



『寛政重修諸家譜』

【解説】幕府は、寛政十一年（一七九九）、諸大名・旗本などの家譜再編纂を計画、学者も多数動員して各家から提出させた資料と諸書を勘案し、十余年を費やして文化九年（一八二二）に「寛政重修諸家譜」を完成させた。この幕府による一大家譜集を共通の史料として、鳥居氏と加藤氏（史料二）・浅野氏（史料三）について、加増を重ねていく過程と甲斐に関係した記事を採録した。なお句読点は改めた。

元忠は君のために一命をたてまつりし力あり、敢て三成が所為といふべからず、依てこれに對してわたくしの恨あるべきやうなし、天下の御敵なれば他人にめしあづけられたまはるべきよしを言上せしかば、御感ありて、即本多佐渡守正信にめしあづけらる、六年元忠が武功をもつて得たる地なればとて、甲斐国郡内にをいて一万八千石慶長分限を帳三万石賜ひ、谷村城に住す、其後七千石を加へらる、八年今の呈譜十年四月従五位下土佐守に叙任す、元和元年大坂の役にしたがひたてまつり、五月七日合戦のとき首二十八級を得てたてまつる、このとき成次が家臣も凡十八人戦死す、二年秀忠台徳院殿の仰により駿河大納言忠長卿に附屬せられて家老となり、寛永元年甲斐国谷村にをいて一万石を加恩あり、すべて三万五千石城主帳三を領す、八年六月十八日卒す、年六十六今の呈譜、六十林伯今の呈譜及吉祥寺過去帳趙英と号す、神田の吉祥寺に葬る、後此寺を駒込にうつされし時、其地に改葬し、代々の葬地とす

忠房 太郎八 淡路守 従五位下 今の呈譜成信に作る
忠長卿につかへ、寛永元年従五位下淡路守に叙任し、其のち父に繼で家老となり、十年彼卿事あるのゝち、鳥居左京亮忠恒にめしあづけられ、出羽国山形に蟄居す、十三年九月十八日赦免あり、十四年七月十四日死す、年三十二今の呈譜三十三法名宗忠